

会議の名称 令和５年度総括衛生委員会
日 時 令和６年３月１日（金）
午後２時から午後２時３５分まで
場 所 公民館 講義室（市役所西庁舎３階）

出席者

委員長	山端 剛史
委員	村上 圭三
委員	加藤 涼子
委員	小川 彩子
委員	古井 陽子
産業医	久世 明帆
産業医	堂森 丈正
産業医	横山 智絵子
事務局	
教育総務課長	貝沼 圭子
教育総務課庶務教育係長	宇井 正幸
教育総務課施設係長	岩崎 大輔
教育総務課指導室長	大井 雅夫

欠席者

副委員長	川本 保則
委員	岡山 真崇

傍聴者

０人

会議の公開・非公開

公開

会議の概要

- １ あいさつ
- ２ 「長久手市立小中学校教職員安全衛生管理に関する要綱」について
- ３ 議題
 - (１) 教職員健康診断について
 - (２) 校内安全衛生委員会の結果等について
- ４ その他

議事録

- 司会 定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度総括衛生委員会を始めます。始めに、本委員会の委員長である教育部長から、あいさつ申し上げます。
- 委員長 (あいさつ)
- 司会 本日配布しています資料の確認をします。
(資料の確認)
それでは、次第2「長久手市立小中学校教職員安全衛生管理に関する要綱」について、説明いたします。
- 事務局 資料1をご覧ください。
第1条において、この要綱の趣旨を規定しており、労働安全衛生法の趣旨に基づく職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進するための安全衛生管理体制の整備について、必要な事項を定めるものとする規定しています。
第2条では、教育委員会の責務を規定しています。
第3条では、職員の責務として、教育委員会及び次の第4条で規定している総括安全衛生管理者等が、法令及びこの要綱に基づいて講ずる職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければならないと規定しています。
第4条では、総括安全衛生管理者として教育部長、総括安全衛生副管理者として教育部次長、安全衛生管理者として各小中学校長、衛生推進者として、校長が指名する者と規定しています。
第5条では、第4条で定めた者の職務を規定しています。
第6条では、本日開催しております総括衛生委員会の設置について規定しており、第7条では、本委員会の組織について規定しています。
また、同条の第4項で委員の任期を1年とし、ただし、再任を妨げないと規定しています。
第8条では、委員会の業務について、第9条では、委員会の運営について、第10条では、庶務について、第11条では、雑則について規定しています。
- 司会 要綱第9条の規定により、委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となると規定されていますので、これ以降の会議の進行は委員長にお願いします。
- 委員長 次第の3 議題に進みます。議題(1)の教職員健康診断について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 資料2をご覧ください。令和5年度に実施しました教職員健康診断の結果です。
はじめに資料2－1 結核健診についてですが、教職員数367人の

うち305人が市で実施した健康診断を受診し、29人が人間ドック等、他の機関で受診しました。なお、産休・育児休業等で33人が受診していません。

結核健診の結果は、異常ないか、わずかな異常で日常生活に支障なしのD-3が334人でした。

次に、資料2-2 結核以外の疾病についてですが、教職員数367人のうち、309人が市で実施した健康診断を受診し、29人が人間ドック等、他の機関で受診しました。なお、産休・育児休業等で29人が受診していません。

健診の結果は、いずれも、勤務の制限は必要ありませんが、要精密検査・要治療・治療中のD-1が139人、6か月に1回以上の医師の経過観察が必要なD-2が112人、異常ないか、わずかな異常で日常生活に支障なしのD-3が87人でした。

参考として、結核以外の疾病に係るここ数年の判定区分別の人数割合を資料2-3として一覧にしています。ここ数年で判定区分別の割合に大きな変動はありません。

また、ストレスチェックを全教職員に対して2回実施しました。高ストレスと判定されたのは45人という結果でした。医師による面接指導の実施については、勧奨を受けた本人の申出によりますが、今年度申出された人はいませんでした。

来年度についても、教職員のメンタルヘルス不調を未然に防ぎ、健康管理に努めていくために、2回のストレスチェックを実施していく予定です。

委員長 事務局から資料2とストレスチェックについて、説明がありましたが、御意見等あればお願いします。

(委員から特に意見なし)

委員長 続いて、議題(2)の校内安全衛生委員会の結果等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料3をご覧ください。

各学校では、それぞれ校内安全衛生委員会が開催されています。この資料は、職員の健康保持増進、危険及び健康障害防止、その他安全、衛生等に関して、各学校で話し合われた結果をまとめたものとなります。本来であれば一つ一つにお答えしたいところですが、時間に限りがありますので、各学校、共通している部分についてお答えします。まず、教職員の健康診断についてですが、教職員からの意見として、女性が健康診断を受診する際、男性の医師では抵抗があるということでしたので、令和2年度から、健診機関と協議し、女性医師が担当する日を設定しています。今年度は、全体の健診日の約6割を設定しま

した。その該当日は、技師についても女性となるように依頼をしていますが、健診機関の都合もあり、男性となってしまう日もあるようです。女性医師が担当する日の設定は、来年度も引き続き、依頼していきたいと考えています。

そのほかの意見としまして、夏休み期間中の一日に受診できる枠や前半の健診日をもっと増やしてほしいという、健診日程に関する意見が多くありました。今年度は、全体の健診日の半分を夏休み期間中に設定しました。また、女性の健診項目オプションを増やしてほしいという意見もありました。

こうした意見から、来年度から新たな健診機関を追加できないか、現在2つの機関と協議を進めています。希望の多い夏休み期間中のみ、この2つを追加した3つの機関で受診できるような体制を整えたいと考えています。この追加となる健診機関では、課題となっていた胃カメラによる健診にも対応でき、女性の健診項目オプションも一通り揃っています。

事務局 次に、環境面についてです。

全般的に多かった改善すべき点や要望事項は、駐車場の拡張や整備、更衣室の拡張、シャワー室の整備、体育館へのエアコン設置に関するものでした。

これらの工事を含めた、大がかりな改修工事につきましては、各校の大規模改修工事に合わせ検討していきます。来年度は、西小学校で大規模改修工事を行いますので、その際、可能な範囲で改善点・要望事項を反映していく予定です。

また、長久手小学校は、来年度改修工事の実施設計を行いますので、同じく改善点等をできるだけ反映できるようにする予定です。

その他については、当初予算の要求を行い、認められたものだけにはなりますが、改善に努めます。

カーテンの脱着や扇風機の掃除など、高所作業を業者へ依頼することは、優先度合いと予算を確認しながらできる範囲で対応していきたいと思います。

事務局 なお、教職員が50人以上いる学校については、労働安全衛生法に基づき、労働者の健康管理、健康教育、労働衛生教育、健康障害の原因調査及び再発防止措置等を行っていただく産業医を選任することが義務づけられており、来年度も引き続き選任します。

委員長 事務局から資料3について説明がありましたが、御意見等あればお願いします。

委員 教職員健康診断について確認ですが、夏休み期間中に2つの健診機関が追加となるのは、来年度からですか。

事務局 来年度から追加できるように協議しているところです。

委員 資料2にあるような健康診断の判定区分が、学校から愛知県に提出する書類で必要となりますが、毎年、提出期限近くにならないと届きません。判定区分をお知らせいただく時期をもう少し早くしてもらえると手続に余裕ができますので、できる限り早くお願いしたいです。もう一点は、資料1や資料4に「快適な職場環境」という文言が出てきますが、どの程度で快適となるのか基準がないと分かりません。教職員から様々な要望がありますが、快適かどうかをどのように判断するのか、学校の施設や環境が異なる中で、統一した基準のようなものが需要だと感じます。

事務局 教職員の健康診断の判定区分の結果につきましては、現在は全ての職員の結果が揃ってから産業医に判定を依頼しています。それを小分けにしてその都度できるのかは、産業医と相談したいと思います。

委員 教職員の健康診断は夏休み期間で終わりますか。

事務局 夏休み期間後にも実施しています。

産業医 判定区分について、長久手市が契約している健診機関で受診した場合は、その健診機関が判定区分の結果を市に提出しています。それ以外の人間ドックなどで別の健診機関を利用した場合の判定を私が担当しています。

委員 市が契約している健診機関を受診している人数の方が多いので、そちらの方だけでも早くいただけるとありがたいです。

事務局 健診機関と協議します。

事務局 御意見いただいたもう一つの快適に関する件ですが、照明や空調などのハード面からみた快適性もあるかと思いますが、ストレスなど心の快適性もあるかと思いますが、なかなか明確な答えが難しいですが、ハード面と精神面と両方でストレスのない環境を作っていきたいと思います。

委員 家電の進化もあり自宅での生活環境は年々快適となっています。そうすると、職場環境とのギャップで、それだけでストレスを感じることもとなります。そうした社会の進歩と歩調を合わせないと、いつまでも解消されないこととなります。

委員長 資料1の要綱第1条の規定にありますとおり、まずは労働安全衛生法の趣旨に基づき、取り組んでいきたいと思います。

委員長 本日は産業医の先生方にも出席いただいていますので、お一人ずつ、教員のメンタル相談や学校の職場環境について、お気づきの点があればお願いいたします。

産業医 健診機関の追加は長年の悲願でしたので、調整が大変かと思いますがよろしく願います。教員の超過勤務時間は、減少傾向にあるか

と思います。週末に部活動や事務作業で出勤される方も多いかと思いますが、そういったところもしっかりとフォローしていただきたいです。また、ハラスメントの定義などの理解が浸透しているのか心配な事案がありましたので、共通認識を持つ必要があると感じました。

産業医 今まで企業での産業医の経験はありましたが、今年度から初めて学校を担当することとなりました。まだ始めたばかりですので、今後何か気づいた点などがありましたら提案させていただきます。

産業医 今年度から中学校の産業医を担当し、月1回学校を巡視していますが、学校外の人と話ができるのは助かるとの声がありました。また、先ほど話のあった快適な職場環境についてですが、限りのある予算の中でどう優先順位をつけるのかだと思います。危険だというのが第1優先で、次に健康被害のおそれがあるもので、あればいいなという快適さというのは下位に位置づけられるかだと思います。資料3を見ると、危険だとか、健康被害のおそれがあるというものもあるかと思いますが、そうしたものを優先して検討していただくと良いと思います。

委員長 ありがとうございます。まずは危険なものを最優先に検討していきたいと思います。

他にご意見等なければ、以上で令和5年度総括衛生委員会を終了します。ありがとうございました。